

自転車マナーの向上と 自転車窃盗防止に 取り組みましょう!!



自転車はとても便利で環境に優しい乗り物です。
しかし、**ルールやマナーを守らない乗り方は交通事故につながりますので、正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう!!**
また、平野区では、街頭犯罪発生件数の約半数を占める「自転車窃盗」の減少に向け、地域・警察署・区役所CAT隊との協働による啓発キャンペーンや防犯・交通安全教室の実施などさまざまな取り組みを進めています。
安全・安心なまちづくりをめざして、自転車マナーの向上と自転車窃盗防止についての知識を深めましょう!!

マナー向上に向けた取り組み

- 出前講座・交通安全教室
- 自転車運転者講習制度周知
- 放置自転車防止啓発指導員による放置自転車対策

窃盗防止に向けた取り組み

自転車窃盗の発生場所は**各駅周辺が多く、路上や管理人のいない駐輪場におかれている自転車**が狙われています。また、**被害の約半数は鍵をかけずに止めていた自転車です!!**

- 自転車を離れる際は必ず施錠する
- 二重の鍵かけ(ツーロック)を行う
- 頑丈で壊されにくい鍵(シリンダー錠等)にする
- 監視が行き届いた駐輪場を利用する
- 自転車を大切に保管する

などが有効です!!
ちょっとした心がけで
自転車窃盗は防ぐ
ことができますので、
日ごろから気をつけ
ましょう!!

自転車運転者講習の対象となる危険行為 問合せ 平野警察署 ☎6794-1234

主な危険行為

<h4>信号無視</h4>	<h4>指定場所一時不停止等</h4>	<h4>歩道通行時の通行方法違反</h4> <p>歩道通行時に歩行者の通行を妨害する行為など</p>	<h4>制動装置不良自転車運転(ブレーキ)</h4> <p>ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為</p>
<h4>酒酔い運転</h4>	<h4>安全運転義務違反</h4> <p>ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為 ※携帯電話を使いながら通行して、事故を起こした場合にも適用されることがあります。</p>	<h4>その他</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 交差点優先車妨害等 ● 交差点安全進行義務違反等 ● 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ● 環状交差点安全進行義務違反等 ● 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反) ● 通行禁止違反 ● 通行区分違反 ● 遮断踏切立入り 	

「自転車運転者講習制度」とは?

改正道路交通法の施行(平成27年6月1日)により、自転車の運転に関して、信号無視などの危険なルール違反を繰り返すと、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられる制度です。

公安委員会が講習の受講を命じる

一定の危険な違反行為をして ※行為の内容については上に記載

**2回以上検挙され
又は事故を起こした
悪質自転車運転者**

自転車運転者講習を受講
●講習時間:3時間 ●手数料:5,700円

**受講に従わない場合
5万円以下の罰金**

自転車のハンドル等に傘スタンドを固定して傘をさして運転したらどうなるの?

右図のように傘の大きさが規定を超える場合、道路交通法の違反になります。その他にも「傘により運転者の視界が妨げられている場合」「通行人に傘が接触し危害を及ぼした場合」なども違反になる可能性があるためご注意ください。

高さ2mまで
左右合計幅30cmまで

一般的傘の多くは積載の制限を超え違反になりますのでご注意ください

ダメ

参考
片手で傘をさして運転することについて...
道路交通法の違反になります。